

## 確認資料に関するQ&A

### ◎ 常勤性について

Q1 営業所の専任技術者と経営業務の管理責任者の常勤性の確認資料の為、住民票等提出する必要があるのか？

A1 令和2年4月から住民票の提出は不要となりました。事業者名の記載のある健康保険被保険者証(両の写しをご提出ください。こちらで、現住所を確認します。

Q3 出向者である場合、事業者名の記載のある健康保険被保険者証を提出できない場合の資料は？

A3 出向者である場合には、出向元と締結している「出向協定書」をあわせて提出してください。(出向者氏名の記載がない場合には、出向辞令も必要)

### ◎ 常勤役員等(経管等)の経験について

Q4 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書を許可申請書類に添付している場合、その他に確認資料としても提出する必要があるか？

A4 同じものを確認資料としても提出する必要はありませんが、商業登記簿謄本等で、必要となる経験期間を充足していなければ、閉鎖登記簿謄本等のその他の資料が必要になります。

Q5 商業登記簿謄本、履歴事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本は、写しの提出でも可能か？

A5 原本を提出願います。

### ◎ 専技の経験について

Q6 指導監督的実務経験証明書に記載した工事の契約書等が無い場合、代表者による証明や過去に提出した工事経歴書を提出することで代用可能か？

A6 申請者の作成による書類で代用することは出来ません。契約書等が無い場合には、当該工事の工事名、発注者、請負金額、工期が確認できる客観的な資料をご提出下さい。

### ◎ 令3条使用人の権限について

Q7 常勤の確認の書類、委任状は提出の必要があるのか？

A7 令和2年4月から、令3条の使用人については、常勤の確認資料、委任状の提出は不要となりました。但し、ガイドラインに定めているように、一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当すると記載がありますのでご注意ください。

### ◎ 営業所の存在について

Q8 写真を貼付する用紙があるが、この用紙以外に写真を貼り付け(印刷して)提出することは可能か？

A8 可能です。ただし、「営業所の名称」、「撮影日」、「自己所有・賃貸借の別」を明記してください。

Q9 マンションの一室を営業所としており、マンションには看板等が無い場合、外観の写真はどうすればいいか？

A9 外観の写真とともに、マンションの案内板又は郵便ポスト等、そのマンションに入居していることが確認できる写真を撮影してご提出下さい

### ◎ 全般

Q11 公的な書類(身分証明書等)や写真などに、発行日、撮影日の制限はあるのか？

A11 申請日前3ヶ月以内のものをご提出下さい。

Q12 提出した書類は返却されるのか？

A12 提出された書類の返却はいたしません。